

目 次

はしがき

第 1 章 司法権論序説	1
はじめに 1	
1 憲法訴訟論と区別されるべき司法権論 7	
2 司法権論及び憲法訴訟論の意義と課題 12	
本研究を始める第 1 章のおわりに 14	
第 2 章 司法権定義及び裁判所の中間領域論	41
——客観訴訟・非訟事件等再考	
はじめに 41	
1 「司法」の定義 42	
2 非訟事件・人事訴訟論 56	
3 略式起訴・少年審判論 71	
4 客観訴訟論 77	
おわりに 95	
第 3 章 特別裁判所論	133
はじめに 133	
1 特別裁判所論 133	
2 憲法裁判所論 139	
おわりに 149	
第 4 章 司法権と適正手続	167
——日本国憲法31条の射程について	
はじめに 167	
1 伝統的少数説 168	
2 通説的見解 173	
3 近時有力説 182	
4 憲法31条の再再検討 189	
おわりに 193	
第 5 章 司法権と「裁判を受ける権利」	208
——日本国憲法32条の法意	
はじめに 208	
1 「裁判を受ける権利」条項の誕生 209	

2 民事・行政事件と刑事事件で異なる「裁判を受ける権利」説の確立——不完全検討? 216 3 民事・行政「裁判を受ける権利」説の提唱——再検討 221 4 「裁判を受ける権利」の再再構成 233 おわりに 241

第6章 裁判員制度論 256

はじめに 256 1 裁判員制度が争点となった事件 257
2 裁判員制度の合憲性 260 おわりに 266

第7章 成熟性・ムートネスの法理 275

——「司法権」要件の動中静的要請

はじめに 275 1 成熟性の法理 276 2 ムートネスの法理 281 3 いわゆる「終局性」——なお、念のため 288 おわりに 290

第8章 統治行為論 304

はじめに 304 1 裁判例再考 304 2 従来の学説の整理 310 3 近時における通説への疑問の主張及び再構築 321 おわりに 328

第9章 判例の拘束力 346

——判例変更、特に不遡及的判例変更も含めて

はじめに 346 1 判例の法準則性について 347
2 判例変更に関する理論 354 3 判例変更の裁判例再考 361 4 不遡及的判例変更について 366 おわりに 371

第10章 判決の一般的効力と遡及効 396

——時空を超えた救済

はじめに 396 1 国籍法違憲判決 396 2 学生無年金障害者訴訟 412 3 非嫡出子相続分差別規定違憲

決定・再婚禁止期間一部違憲判決 418 おわりに 425

第11章 事情判決の法理 434

——議員定数不均衡問題を素材に

はじめに 434 1 事情判決から事情判決の法理へ 435
 2 事情判決の法理に基づく判決 439 3 学説の評価
 447 4 事情判決の法理を超えられるか? 454 おわ
 りに 461

第12章 将来効判決、積極的な司法的救済、可分論 470

——続・議員定数不均衡問題を素材に

はじめに 470 1 将来効判決 471 2 司法による
 より積極的な解決方法 480 3 可分性の法理 487
 おわりに 493

第13章 憲法の私人間効力論・再論 504

はじめに 504 1 旧来の「憲法の私人間効力論」とは
 何であったか 504 2 新無効力説の問題点 509
 3 ステイト・アクション論及び新直接効力説、混合諸学説
 について 517 4 自説の確認及び国家保護義務論の問
 題点 526 おわりに 536

第14章 特別権力関係論 556

はじめに 556 1 堀越事件再考 558 2 特別権力
 関係の学説・判例の展開 568 3 特別権力関係への批
 判 577 4 裁判官の場合 585 おわりに 589

第15章 司法権論終論 605